

海上自衛隊の行う訓練に関する防衛庁、農林水産省間の取決めについて

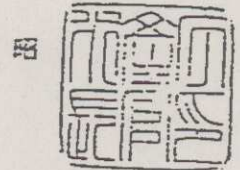
漁業漁業の安全を図るとともに、海上自衛隊の行う訓練（海上自衛隊が外国軍隊と協同して行う訓練を含む。）の円滑な実施を確保するため、訓練に關し、当分の間、防衛庁と農林水産省との間で次のように取り決める。

昭和27年 / 月22日

防衛庁防衛局長 堀 田



水産庁長官 松 浦



1 対象訓練

(1) この取決めによる取扱いの対象とする訓練（以下「対象訓練」という。）は、海上自衛隊が我が国の近海において実施する訓練であつて、次に掲げるものとする。

ア 海上自衛隊演習

イ 自衛隊統合演習

ウ 海上自衛隊が外国軍隊と協同して行う訓練であつて、海上自衛隊の要衛艦並びにこれと排水量及び装備が同等以上の外国艦艇が併せて10隻以上参加するもの

(2) (1)にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の漁業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号）第1条若しくは自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条又は国と漁業者との契約により漁業者の漁業の制限又は禁止が行われる水面で実施される訓練は、この取決めによらないものとする。

2 対象訓練の事前通報

(1) 防衛庁は、訓練開始の3週間前までに次に掲げる事項を農林水産省に通報するものとする。ただし、当該訓練が(1)ウに該当するものである場合に於ける通報時期については、当該訓練開始のおおむね2週間前までとすることができる。

ア 訓練の時期

イ 訓練の海域

ウ 訓練の規模